

# お引越し 諸手続きを お忘れなく

3月、4月は、引越シーズン。  
この時期は窓口が大変混雑しますので、必要  
な届け出は早めに手続きを済ませましょう。  
また、引越しによって出される粗大ごみ等  
は、適切に処分しましょう。

時間に余裕を持って  
お越しください



## 住所の異動届



住民登録は、市民の居  
住関係の公証、選挙人  
名簿の登録、小・中学  
校の入学、医療費の助成、各  
種検診などの基本となります。  
異動があった場合は必ず期限  
内に届け出てください（下表  
を参照）。  
転出・転居をする場合は、  
子どもの転校に関する届け出、  
水道の開閉栓の届け出も必要  
です。

## 待ち時間に余裕を



市役所の窓口は、週の  
初めや金曜日、また昼  
休みの時間帯が大変混  
み合います。その時間帯を避  
けるか、時間に余裕を持つて  
ご来庁ください。

市役所は土・日・祝日（休  
日窓口開設は除く）は休みで  
すが、戸籍届（死亡・出生・  
婚姻等）の受け付けと火葬許  
可証の発行は行っています。  
戸籍謄（抄）本等、一部の証  
明書は、郵便による請求もで  
きます。

## 届け出の際は

### 本人確認書類のご提示を



全国各地で、婚姻・離  
婚・養子縁組・住民異  
動などの虚偽の届け出  
事件が発生しています。届け  
出書を持参した方に、運転免  
許証・マイナンバーカード・  
パスポートなど官公署発行の  
顔写真が添付されている本人  
確認書類を提示いただくよう  
お願いしています。

## 住民異動の主な届け出

| 届け出の種類                           | 届け出に必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 届け出期限                      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <br><b>【転入届】</b><br>市外から移ってきたとき  | <input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 転出証明書（前住所地で発行）<br><input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（加入者のみ）〔注〕<br><input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書（資格者のみ） <input type="checkbox"/> 住基カード（該当者のみ）<br><input type="checkbox"/> 小・中学生のいる方は在学証明書（前住所地で発行）<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（該当者のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード<br><input type="checkbox"/> 在留カード（外国人の方） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等（外国人の方） | 二本松市に<br>住み始めてから<br>14日以内  |
| <br><b>【転出届】</b><br>市外へ移るとき      | <input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（加入者のみ）<br><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険証（加入者のみ）<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証（登録者） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（該当者のみ）<br><input type="checkbox"/> 住基カード（該当者のみ）                                                                                                                                                                                     | 二本松市から<br>他の市区町村へ<br>移る日まで |
| <br><b>【転居届】</b><br>市内で住所を変更したとき | <input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険証（加入者のみ）<br><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険証（加入者のみ）<br><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（該当者のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード<br><input type="checkbox"/> 住基カード（該当者のみ）<br><input type="checkbox"/> 在留カード（外国人の方） <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等（外国人の方）                                                              | 転居した日から<br>14日以内           |

〔注〕…転入することによって世帯主が変更となる場合は、既に交付している世帯全員の保険証をお持ちください。世帯主名の記載を変更します。

# 3月30日(土)・3月31日(日)は 住民異動届を受け付けます

## 取扱業務

- 住民異動届の受け付け(転入届・転出届・転居届など)
- 各種証明書の交付(住民票・戸籍関係、印鑑登録)
- 印鑑登録の受け付け
- 戸籍届の受け付け(婚姻届・出生届など)
- マイナンバーカードに関する手続き
- 住民異動に関連する手続き
  - ・ 国保の加入・喪失届
  - ・ 国民年金加入届
  - ・ 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
  - ・ 児童手当の認定申請・消滅届
  - ・ 子ども医療受給資格登録申請
- 所得・課税証明書・納税証明書の交付
- ・ 入学通知書・転入学通知書の交付
- ・ 転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請
- ・ 水道の開閉栓の受け付け

※届け出の種類により、受け付けできない場合や再度お越しただく場合があります。

受付時間 午前8時30分  
～午後5時15分

## 受付場所

市民課(市役所本庁舎1階)  
※各支所は開設していません。

## 証明書の発行は

窓口日曜サービス・コンビニ交付サービスのご利用を



「証明書が欲しいけど、平日は仕事があつて市役所に行けない」という方は、窓口日曜サービスやコンビニ交付サービスをご利用ください。

## 窓口日曜サービス

### 受付時間

午前8時30分～正午  
(年末年始を除く)

### 取得できる証明書等

住民票、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄抄本)、所得・課税証明書、自動車臨時

運行許可など

※住民異動届や税務証明などの一部については、お取り扱いできません。

3月30日と31日のみ、

休日の住民異動届を

取り扱います。

## コンビニ交付サービスを利用できる方

二本松市に住民登録があり、「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

### 取扱時間

午前6時30分～午後11時  
(年末年始およびメンテナンス時を除く)

### 取得できる証明書

住民票、印鑑登録証明書

取扱店舗 セブーンイレブン、ローン、ファミリーマー

ト、ミニストップ

取得方法 店舗内のマルチコ

ピー機にマイナンバーカードをかざしタッチパネルを操作すると、証明書を取得することが出来ます。

### ◎問い合わせ:

市民課市民記録係

☎(55)5104

Fax(62)2600

## 選挙人名簿への登録



選挙人名簿への登録は、住民基本台帳の記録に基づいて行いますが、

選挙人名簿登録の基準日現在で実際に二本松市に住んでいない方は、当市の選挙人名簿へ登録できないことになっていきます。学生で二本松市に住民登録をしているが、実際には就学地(市外)のアパートに住んで通学している場合などは、市内に住んでいるとは認められず、当市の選挙人名簿へ登録することができません。一方このような場合、実際にお住まいの市区町村でも住民登録がなく選挙人名簿へ登録されませんので、いずれの市区町村でも投票ができないこととなります。異動する場合は、必ず住民異動届を期限内に届け出てください。

### ◎問い合わせ:

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146

Fax(23)1326

新生活のスタート。  
国保の手続きも  
お忘れなく



## 国民健康保険の 届け出・変更は14日以内に

職場の健康保険に加入（脱退）したときや、住所変更があったときなどは、  
国保年金課または各支所地域振興課に14日以内に届け出をしてください。

|                                                                                                        | こんなとき                           | 届け出に必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>国保に入るとき</b><br>    | 会社等の健康保険を脱退したとき、または被扶養者でなくなったとき | <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書（運転免許証など）<br><input type="checkbox"/> 世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカードなど）<br><input type="checkbox"/> 健康保険を脱退した年月日の分かる証明書（資格喪失証明書、退職証明書、離職票の写し、扶養から外れた旨の証明書など）<br><input type="checkbox"/> 届け出人の認め印<br><input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証（18歳以下のお子さんがいるとき）                                                            |
| <b>国保をやめるとき</b><br> | 会社等の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき   | <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書（運転免許証など）<br><input type="checkbox"/> 世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカードなど）<br><input type="checkbox"/> 国民健康保険証<br><input type="checkbox"/> 社会保険等の健康保険証または健康保険に加入した年月日が分かる証明書（コピー可）<br><u>※扶養の方も含め全員分</u><br><input type="checkbox"/> 届け出人の認め印<br><input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格登録のため、保護者等の振込先の分かるもの（18歳以下のお子さんがいるとき） |



### 大学や専門学校に進学される方は

就学のため実家を離れる方は、現在お持ちの保険証を学生用の保険証（学保険証）に変更する必要があります。転出届を出される際に、次のものをお持ちの上、手続きをしてください。

#### 必要書類等

- ☐ 現在交付されている国民健康保険証
- ☐ 認め印
- ☐ 在学証明書（合格通知や入学許可証など、入学することが分かる書類でも可）



### 大学や専門学校を卒業される方は

学保険証を交付されていた方で、3月に大学や専門学校等を卒業して実家に戻る方や、就職して職場の健康保険に加入する方は、学廃止の届け出をしてください。届け出が遅れますと、国民健康保険税が課税されたままとなりますのでご注意ください。

#### 必要書類等

- ☐ 学保険証
- ☐ 認め印
- ☐ 新しく加入した社会保険等の健康保険証



▲ビニール・プラスチックごみの指定袋



▲マークのついたきれいなプラスチック製容器包装の指定袋



▲燃やせるごみの指定袋

ごみの処分方法が分からないときはご連絡ください



## ごみは適切に処分しましょう

引越などにより不要となるものが増える時期です。ごみの発生時には、ごみの分別を適切に行い、ごみの減量化と資源化を進めましょう。

### ごみの分別を適切に行いましょう

ごみの分別で資源を有効に  
 用なもの全てがごみになるとは限りません。再利用可能か、資源になるかを考えた上で分別しましょう。

### ルールを守って

ごみステーションは地域の行政区等で管理しており、利用できるごみステーションは、お住まいの住所で全て決められています。別のごみステーションにごみを放置したり、ごみを出す時間を守らなかったりして、トラブルとなっているケースもありますので、ルールを守りましょう。

### ごみは指定された袋で

ごみを排出する場合は、指定された袋で出しましょう。無地のごみ袋やレジ袋で排出されたものは、収集できませんので

ご注意ください。

### プラスチック製品

マークの表示がついた製品は、プラスチック製容器包装(以下「プラ容」と記載)と呼ばれ、資源化されており、透明の指定袋で資源ごみとして回収しています。

収集している「プラ容」に、汚れている物や紙・金属などのプラ容以外のものが混入すると、資源化が困難です。汚れたものは、ビニール・プラスチックごみ(水色の指定袋)へ入れて出してください。

### 粗大ごみ等の処分はお早めに

家具などの粗大ごみは、次の方法で処分してください。

### 直接搬入

もとみやクリーンセンターに直接搬入すれば無料で処分できます。ただし、畳、布団、

マットレスに限り、10kgにつき130円の手数料が掛かります。

### 個別収集

市に個別収集(月2回)を申し込む場合、1個につき1330円の手数料が掛かります(数により割引あり)。なお、3月25日回収の申込期限は3月15日となり、それ以降の申し込みは4月回収となります。※まだ使える物は、リサイクルショップを活用するなど、ごみの減量化を図りましょう。

### 家電製品4品目は

リサイクル料金が必要です

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  
 家電4品目は、ごみステーションおよび市の個別収集では処分できません。次の3つの方法のいずれかにより処分してください。



①過去に購入したお店や小売店に処分を依頼する。

②専門業者に処分を依頼する。

③郵便局で製品ごとに決まっているリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所に直接搬入する。

※①・②は、リサイクル料金のほかに運搬経費等が掛かる場合があります。

### アパート管理者の皆さまへ

アパートから排出されるごみの中に、分別が適切でないため、ごみステーションに残されるごみが多く見受けられます。3月は異動が多い時期ですので、アパートを管理されている方から入居者へ、改めて説明くださるようお願いいたします。ごみ分別の冊子・チラシが必要な場合は、左記までお問い合わせください。

### ◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax (22) 4479

または各支所地域振興課